

集材機研修【よくあるご質問（Q&A集）】

◆受講生及び受講要件等について

Q：緑の雇用研修生の受講は可能か？

A：「緑の雇用」事業の研修実施日から除外すれば受講可能です。

Q：「緑の雇用」事業の登録経営体ではないが、受講は可能か？

A：林業に従事している事業体であれば、令和7年度「緑の雇用」の登録経営体以外でも受講可能です。

Q：受講要件に「林業架線作業の経験者（ワイヤロープ加工を含む）」とあるが、技量的な目安はあるのか？

A：具体的な技量の目安はありませんが、索張り作業やワイヤロープ加工についての実務経験を有し、労働安全衛生規則、架線作業に用いる装置・器具の用語や用途を理解している者です。

Q：機械集材装置の運転業務に係る特別教育や簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育を修了していない者の受講は可能か？

A：研修における実習では、機械集材装置や簡易架線集材装置等の運転は行わないので、特別教育を修了していなくても受講できます。

Q：労働災害（労災）保険の加入は必要か？

A：本研修期間中も労働者災害補償保険の適用を受けている者であることが必要です。
なお、個人事業主はこの限りではありません。

Q：林業架線作業主任者免許試験に合格し、免許証の交付申請中の者は受講できるのか？

A：同試験に合格し、免許証の交付申請中の者でも、他の受講要件を満たしていれば受講できます。ただし、同試験の合格を証するもののコピーを提出していただきます。

Q：受講生は1班当たり何名がよいか？

A：研修の効率・効果を考え、5名程度とします。

◆講師の選定について

Q：講師は、都道府県や研修実施希望者等（以下「県等」という。）が選定するのか？

A：講師は、事務局が都道府県別に把握している熟練技能者のリストの中から平成 26 年度実施の当該事業の「試行的運用検討会」又は平成 27 年度実施の「現地検討会」に参加した者を基本として県等に選定していただきます。選定に当たっては、事務局の担当者がサポートしますので、気軽にご相談ください。
なお、講師の選任は、県等の意向を勘案して事務局が行います。

Q：5 日間の研修で、1 人の講師での対応が難しい場合は、講師を 2～3 日間ずつ交代で 2 名でも構わないか？

A：講師のスケジュールの都合上、1 人の講師で対応できない場合は、途中で交代しても構いません。ただし、2 名の講師間での引き継ぎがスムーズにできるように調整してください。

Q：1 班につき 2 名の講師をつけることは可能か？

A：事務局で負担できる経費は 1 班につき、講師 1 名分の謝金及び旅費のみです。

◆経費負担について

Q：研修経費で県等が負担するものは何もないのか？

A：研修経費は、原則、事務局が負担しますので、県等が負担する経費はありません。ただし、県等担当者の旅費等は負担できません。

Q：室内会場は、「研修期間中（4.5 日間）の使用が可能な場所を確保してください。」とあるが、会場を借り上げて実施する場合、実習で使用しない日時も含めて 4.5 日間借用することになるのか？

A：降雨等の関係で、研修カリキュラムを変更しなければならないことも考えられるため、使用の可否にかかわらず 4.5 日間の借用をお願いします。借料は、4.5 日間分をお支払いします。

Q：室内会場を借り上げて使用する場合、研修実施前に使用料の支払いを求められた場合は、立て替えて支払うことになるのか？

A：県等に立て替えて支払っていただくことはありません。事前納付が必要な場合には事務局に連絡いただければ、指定期日までにお支払いします。

◆研修器材等の準備について

Q：ワイヤロープ加工の実習で使用するワイヤロープは、県等で準備しなくてもよいか？

A：事務局が必要量を購入して、研修実施前に県等あてに送付します。

Q：実習で使用する器材等で、県等で準備できないものがある場合は、どうすればよいか？

A：県等で所有していないために準備できない器材等がある場合には、事前に事務局にご連絡ください。

◆受講費用について

Q：受講生の交通費・宿泊費・日当は出るのか？

A：受講生への交通費等の旅費の支給はありません。研修参加にかかる費用は受講生が負担することになります。

◆研修会場について

Q：室内会場について、連続 4.5 日間の使用が難しい場合は、2 箇所になっても構わないか？

A：1 箇所での確保が困難な場合はやむを得ないです。その場合は、カリキュラムを参考に室内会場から現場実習を行う場所までのアクセスが良い場所を選定してください。（概ね 1 時間程度以内の範囲）

Q：研修においては、支障木の伐採等はないのか？

A：架線計画や支柱作設実習では、支障木を伐採するようなことはありません。歩行の際に支障になる下草程度のものを部分的に踏みつけたり、鉋等で刈払う程度のことはあります。保安林等の制限林で、作業行為等の手続きが必要な場合は、事前に手続きを取っていただきます。

Q：架線集材現場見学地が確保できなければ、研修は実施できないのか？

A：主索を用いた索張り方式で架線作業を実行している現場が見つからない場合は、事前に事務局にご相談ください。

◆研修カリキュラムについて

Q：作業計画・架設計画では、具体的にどのようなことを行うのか？

A：室内では、県等に準備していただいた森林基本図、地形図等を使用して、受講生一人ひとりが自らの考えで、生産性を意識した作業システムや索張り方式等、架線の位置、支柱、土場、集材機の設置場所等の作業計画、架線計画の検討を行った後、班長が中心になって、森林基本図上にこれらの作業計画、架線計画を取りまとめて班としての机上案を作成します。

現地踏査では、机上で計画した架線計画等を基に、実際に現地を調査し、使用可能な支柱等が実在するか、アンカーが確保できるか、土場の位置や集材機の設置場所等を確認又は選定し直す場合の調査を行います。その後、室内で、現地の調査・確認結果を踏まえながら、最終的な計画に必要な器材等を含む架線計画等を立案します。

計画発表・討議では、現地において、受講生から、最終的に立案した作業計画・架線計画に基づいて、支柱や集材機設置場所等の主要な箇所の選定理由等を説明し、講師等からの質問・疑問点等に答える方法により、架線計画等での留意点のほか、ノウハウ等を学びます。

また、架線計画案や基礎情報（現地の林況、作業方法、作業工期等）を基に架線設計計算や生産性の予測計算等の演習も行います。

Q：支柱作設実習では、具体的にどのようなことを行うのか？

A：選定した立木を元柱等に想定し、主索の方向、前方角、後方角等の一定の条件を示し、受講生が主体となって、当て木の取り付け、サドルブロックやガイドブロックの取り付け、ガイラインの設置等の作業を行います。作設に当たっては、作業主任者としての確な作業指揮がとれるよう、労働安全衛生規則等に則り、安全に効率よく行うための作業手順やノウハウを習得していただきます。ガイラインの設置では、トルクレンチを用いて固定したクリップの締付けトルクを確認します。

サドルブロックの取り付け等は、本来は高所に付ける実習が望ましいと考えますが、安全面、立木の損傷を防ぐ等の観点から、梯子を使用して行う程度の高さで実施します。

また、器材の運搬、作設した支柱等の撤収作業も実習時間内に受講生に行っていただくことを基本とします。

Q：架線集材現場見学では、具体的にどのようなことを行うのか？

A：現場に到着後、現場責任者等の方から作業システムや架線計画の概要について説明を受けた後、受講生から質問等をしていただきます。

その後、作業中の場合は、安全が確保できる場所を講師に判断していただき、その場所で、機械集材装置の設置状況について、チェック表を使って確認していただきます。また、休憩時間を活用するなど、できるだけ現場確認ができるように努めます。

一方、作業の一時休止の協力が得られた場合は、集材機の設置方法、各支柱の作設方法等についてチェック表を参考に、安全面や自社のやり方に対して良い点、悪い点等を確認していただき、疑問点等があれば質問するなどして確認していただきます。また、ノウハウ・コツがあれば積極的に吸収していただきます。

これらの現場見学の結果については、意見交換の場で、各受講生から発表していただき、良い点は積極的な吸収に努めていただきます。

Q：ワイヤロープ加工では、具体的にどのようなことを行うのか？

A：準備したワイヤロープを使用して、受講生毎にアイスプライスの加工と、班単位でセミロングスプライスの加工実習を行います。

◆その他

Q：研修を実施する上で、運営管理事務を委託できるのか？

A：集材機研修では、事務局が研修の全日程滞在し、県等の協力を得ながら運営管理を行いますので、運営管理事務の委託は不要です。

Q：研修終了後に県等から提出しなければならない報告書等はあるのか？

A：集材機研修では、事務局が研修の全日程滞在し、実施結果を確認しますので、基本的に提出を要する報告書等はありません。

その他、ご不明な点がございましたら、下記の事務局までお問い合わせください。

一般社団法人 日本森林技術協会 ICT 林業推進室

（担当者：西原、大山）

TEL:03-3261-5497（祝日を除く月～金曜日 9:15～17:30）

FAX:03-3261-3044 e-mail: ginouikusei@jafta.or.jp

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地